

平成22年第2回三重県議会定例会

**地域主権調査特別委員会
委員長報告（案）**

平成22年12月

地域主権調査特別委員会における調査の経過について、ご報告申し上げます。

【I 委員会の取組経過】

昨年の政権交代により、国は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーショップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する地域主権改革に取り組んでいます。

そのため、昨年11月、内閣府に地域主権戦略会議を設置し、地域主権改革に関する施策について検討しています。

本委員会は、国の目指す地域主権改革が本県に与える影響や、地域主権について調査することを目的に設置されました。

本委員会では、今年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」の作成に携わった地域主権戦略会議の構成員である地方財政審議会 神野直彦会長から、地域主権の話を伺う県外調査を実施するなど、これまで5回の委員会を開催し、地域主権戦略大綱の現状や課題について調査を行ってきました。

【II 調査の結果】

本委員会の調査において、地域主権は、個性豊かで、活力に満ちた地域社会を実現するために、国と地方の役割分担を見直し、住民に身近なことはできるだけ地方に委ねるとともに、自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営ができる地方分権の流れを受けるものです。国民は、真の豊かさを求めており、成長優先の政策から生活重視の政策への転換が行われています。生活重視となれば、生活に身近な地方公共団体の果たす役割への期待が高まりつつあります。地方公共団体は、迅速・機敏に、きめ細かに、しかも自立的・総合的に活動し、生活の向上と魅力ある地域づくりに邁進できるような機能と条件を備えてゆくべきで、地方公共団体はその責務を果たすために、より足腰を強めて「自立」することが重要になっています。

地域主権戦略大綱では、地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革であるとしています。

このようななか、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現する「国と地方の協議の場に関する法律案」が第174回国会に提出されましたが、未だ継続審議と

なっています。

「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の抜本的な見直しについて、出先機関の原則廃止の方針を打ち出したものの、具体的な方針は示されませんでした。出先機関の事務・権限を地方に移すかどうかを検討する各省庁の自己仕分けは、事実上の「ゼロ回答」が相次いでいます。

また、国から地方への「ひも付き補助金」を廃し、地方が自由にできる「一括交付金」については、どの補助金等を対象とし、どのような方法で配分するのか等制度設計の詳細は未だ明らかでなく、一方で一括交付金化が国の財源捻出の手段であるかのような議論がなされています。

【III 委員会の意見】

これまで調査を進めるなかで、三重県における地域主権の確立に関し、当委員会として、次のとおり意見を申し上げます。

まず、国に対する要望であります。

地域の実情を踏まえた地方からの提案等を法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律」など地域主権関連3法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の地域主権の確立のために不可欠なものです。改革を進

めるうえでの第一歩となるこれら重要な法案の早期成立を求めます。あわせて、地域の声を吸い上げる仕組みづくりを行うことも求めます。

国の出先機関の原則廃止について、各省庁は、「地域のことは地域が決める」という地域主権改革の原点に立ち返り、補完性の原理に基づき、国と地方の役割分担を明確にし、地方でできる機関はすべて地方に移管するとの原則のもと、政治主導により、権限と財源が集中している国の出先機関の原則廃止に向け、積極的に実行することを求めます。

また、一括交付金については、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、地方の自由裁量の拡大や実質的に地方の自主財源への転換であることを明確にすることも求めます。

その際、法令上ナショナルミニマムに関連する義務的経費については対象外とすることもあわせて求めます。

次は、県に対してあります。

国の出先機関改革について、各省庁は、「地方ができるか」というのを1つの理由に、国の出先機関原則廃止に抵抗していますが、県自らが事務の受入を表明することで、各省庁が抱く

危惧も安心へと変化すると考えられます。

県は、今こそ地域主権の実現に向け、「国に残さざるを得ない事務は何か」という観点から、国と地方の役割分担の見直しを行い、県として受け入れることのできる具体的な事務について、その人員や県民の利便性などをシミュレーションする等積極的な姿勢を示すよう要望します。

また、補助金の一括交付金化については、第6回地域主権戦略会議で大阪府知事が示したように、具体的な補助金の問題点を明示し、一括交付金の制度設計を進めるよう本県も積極的に取り組むよう要望します。

そして、一括交付金化されましたら、その箇所付けについて、議会としても議論を深める必要があります。

【IV まとめ】

以上申し述べましたが、真の地域主権を確立し、地域の活性化を図るためにには、県当局の積極的な対応が求められています。当局におかれでは、本委員会の議論を十分踏まえ、取組を推進されることを要望いたしまして 本委員会の報告といたします。